

経済建設委員会会議録

平成30年6月25日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:47

【 案 件 】

1. 議案第61号 市道路線の認定
2. 議案第62号 専決処分の承認(平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))
3. 産業振興について
4. 空き家対策について

【 所管事務調査 】

1. 住宅リフォーム補助金制度について

【 報告事項 】

1. オートレースの運営状況等について (公営競技事業所)
2. 市道上における車両損傷事故について (颯田支所経済建設課)
3. 工事請負契約について (企業管理課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第61号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第61号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書の41ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるために提出するものでございます。今回認定する路線は9路線、延長989.1メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、5番、8番及び9番の路線は、開発帰属に伴い路線を認定するものでございます。路線箇所は42ページ、46ページ、及び49ページに記載しております。

次に、一連番号2番、4番及び6番の路線は、寄附採納に伴い路線認定を行うものでございます。路線箇所は43ページ、45ページ、47ページに記載しております。

次に、一連番号3番の路線は、鎮西小中一貫校建設に伴い路線の認定を行うものです。路線箇所は44ページに記載しております。一連番号7番の路線は、住宅地及び交通量増加に伴い、路線認定を行うものです。路線箇所は48ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第61号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）について、補足説明をいたします。特別会計補正予算書、平成30年5月31日専決分の3ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ52億6397万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億2198万3千円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、平成29年度決算見込み額におきまして、歳入歳出差し引き14億6517万5916円の歳入不足となりますので、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき、平成30年度予算から繰上充用を行うため、専決処分を行ったものでございます。4ページをお願いいたします。専決分予算資料も4ページになります。歳出の3款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正額14億6517万6千円でございますが、平成29年度繰上充用金額15億6969万3千円と比較して、単年度黒字分1億451万7千円が減少しております。その他、歳入の勝車投票券発売収入とそれに関連する歳出経費の補正によりまして、収支のバランスをとっております。手続の期間といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」）については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

執行部から、本委員会に付託を受けております「産業振興について」の中で、「中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税特例の進捗状況」等について、説明したい旨の申し出がっておりますので、「産業振興について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「産業振興について」を議題といたします。「中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税特例の進捗状況」等について、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

産学振興課より、産業振興について3点、ご説明させていただきます。まず1点目といたし

まして、設備投資に係る新たな固定資産税の特例の進捗状況について、ご説明させていただきます。さきの3月の経済建設委員会におきましてご説明いたしました、設備投資に係る新たな固定資産税の特例制度について、その後の進捗状況についてご報告するものです。この設備投資に係る新たな固定資産税の特例制度につきましては、その法案である生産性向上特別措置法が国会で成立し、6月6日に施行されました。本市におきましても、本定例会におきまして生産性向上特別措置法に規定する生産設備等導入計画に従って、中小企業者が取得した一定の機械装置等について、平成32年度までの3年間、固定資産税をゼロとする飯塚市税条例等の一部を改正する条例議案を提出いたしております。本議案が可決された場合、産学振興課といたしましては、改めて市内の中小企業者に本制度の周知を行うとともに、導入促進基本計画を策定し、中小企業者が申請いたします先端設備等導入計画の認定作業に向けて準備を行っていく予定といたしております。以上、簡単ですが、設備投資に係る新たな固定資産税の特例の進捗状況について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、大学生地域交流活性化支援事業について、ご説明させていただきます。本定例会の平成30年度飯塚市一般会計補正予算におきまして、市内中心部の住民や学生などが訪れやすい場を拠点として、地域の企業などが交流できるイベントや学生のアイデアを生かした商品開発、テストマーケティング等を通じて地域の活性化を図るため、近畿大学の教員等が中心となって、つなぐカフェ飯塚として活動を行っている「つなぐカフェ運営委員会」に対し、その運営に対する経費として、机、椅子、間仕切りボードなどの備品購入費、PCやプロジェクターなどの機器設置費など1380万円を大学生地域交流活性化支援事業補助金として予算計上いたしております。この活動の拠点といたしましては、あいタウン2階に設置しております市民交流プラザを拠点として、本年9月より本格的に活動を開始する予定といたしております。今後、この活動を支援することにより、地域企業への就職などによる企業力の強化や学生の地域定着化、さまざまな団体などとの交流による市民交流プラザ及び中心市街地の活性化につなげていきたいと考えております。以上、簡単ですが、大学生地域交流活性化支援事業費補助金の説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、飯塚市新技術・新製品開発補助金及び販路開拓支援補助金の採択について、ご説明させていただきます。本年度、中小企業を対象とした2件の補助制度について、採択を決定いたしましたのでご報告させていただきます。まず、飯塚市新技術・新製品開発補助金についてご報告いたします。この補助金は、商品化されていない新製品の開発や新製造法の開発などの研究開発を行う市内の中小企業者に対して、その研究開発活動に要する経費の一部を補助することによって、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を推進し、地域産業の振興を図るものです。補助額は対象経費の3分の2以内、150万円を限度といたしております。平成30年度におきましては、4月2日から4月25日までに公募を行い、5件の申請がありました。機械、電子、情報、経営などの分野に秀でた有識経験者で構成する飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会を6月1日に開催し、採択審査を行った結果、3件が採択されましたので、ご報告いたします。

次に、販路開拓支援補助金の採択結果について、ご報告いたします。この補助金は、新規性、独創性及び市場性があり、実現可能性があると認められる生産計画を有しながら、販路開拓に課題を抱える市内中小企業に対して、その販路開拓に要する経費の一部を補助することによって、新市場参入及び事業拡大を支援するものです。補助額は対象経費の3分の2以内、75万円を限度といたしております。平成30年度につきましては、4月2日から4月25日まで公募を行い、4件の申請がありました。製品技術、サービスの新規性や市場性に関する分析などに秀でた有識者で構成いたします飯塚市販路開拓支援補助金審査会を5月31日に開催し、採択審査を行った結果、4件が採択されましたのでご報告いたします。以上、簡単ではありますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○守光委員

最初に中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税の特例の制度についてなんですけれども、幾つか確認だけちょっとさせていただきたいと思います。優先採択の対象となる、先ほどありました、ものづくり・サービス補助金を初めとする4つの補助金の現在までの申請状況を、市のほうが把握されておりましたらご説明ください。

○産学振興課長

国の優先採択が行われます4つの補助金につきましては、いずれも2月から6月にかけて公募が行われております。採択につきましても、6月から7月にかけて行われる予定となっております。この補助金の申請状況につきましては公表されておられませんので把握できておりませんが、採択結果につきましては公表されますので、把握を行っていきたくて考えております。また、4つの補助金の中で申請者数が多いと思われるものづくり・サービス補助金の過去5年間の市内企業の採択数につきましては58社、年間平均約12社採択されております。補助金の採択率が40%程度と言われておりますので、年間平均申請数は約30件ぐらいではないかと推測いたしております。

○守光委員

固定資産税の特例の制度について、市はこれまで、多分申請はもう全て終わっているとは思いますが、これまでどのような情報発信を行ってこられたのかお知らせください。

○産学振興課長

この制度の情報発信につきましては、制度のチラシを作成いたしまして、商工会議所、商工会会員、工業団地立地企業、嘉飯協会員等へ配布を行ったほか、市報や市のホームページへの掲載、フェイスブックなどのSNSやメールマガジン登録企業へのメール配信を行っております。また、市長の定例記者会見によって、マスコミへの周知も行ったところでございます。

○守光委員

では今後、まだ国のほうが第2次募集をかけてくることが予想されますが、そうなりますと今後、市としては情報発信のほうの支援は行っていかれるのか、お答えください。

○産学振興課長

国の補助金の2次公募に関する情報を収集いたしまして、商工会、商工会議所を初めとする支援機関や嘉飯協、中小企業家同友会等の企業団体等への情報提供及びSNS配信等により周知を今後も行っていきたいと考えております。

○守光委員

議案が可決されました後は、市は今後、この制度に関しましてどのように周知を行っていかれるのか、お答えください。

○産学振興課長

本議会に提案しております飯塚市税条例の一部改正議案が可決されましたら、本市が策定いたします導入促進基本計画や、中小企業者が策定いたします先端設備等導入計画の概要等についてのチラシの配布や説明会を開催いたしまして、補助金申請と設備投資の促進を図っていきたくて考えております。

○守光委員

最後になりますけれども、これはもう要望なんですけれども、今後、これは国のほうで優先的にこの4つのサービスを受けられるということで、中小企業を応援していく政策でありますけれども、これが採択というか、この4つの補助金を受けられるようになりますと、さらに国のほうでそれ以外の補助金を優先的に受けられるとお聞きしておりますので、今後、飯塚市だけではなくて、他市から入ってこられる方、企業さんに対してもしっかりと、また国が第2、

第3と公募をかけましたときには飯塚市としてもしっかりと対応をよろしくお願ひしたいことを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

執行部から、本委員会に付託を受けております「空き家対策について」の中で、「空家等対策の取り組み状況」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の実施について」、説明をしたい旨の申し出がっておりますので、「空き家対策について」を議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「空き家対策について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○住宅政策課長

空家等対策の取り組み状況、及び、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の実施につきまして、ご報告させていただきます。まず、空家等対策の取り組み状況について、ご報告いたします。現在、平成30年3月に策定いたしました飯塚市空家等対策計画に基づき、空き家対策の取り組みを進めております。資料1をお願いいたします。計画に掲げております所有者等への適正管理の啓発につきまして、隣組回覧文書による啓発を7月に行う予定でございます。内容につきましては、1ページは表になりますが、空き家の適正管理は所有者の責務であることを周知し、2ページをお願いいたします、2ページは裏面になりますが、あわせて定期的な点検の実施及び相続登記を促すものとなっております。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2は、現在、所有者等につきまして、空き家の適正管理をお願いする旨の文書を送付する際、同封しております文書でございます。1ページは表ですが、自身が知らないうちに面識のない親族の空き家の法定相続人になっており、相続人になるケースがあること、及び、相続登記を推進する旨を記載しております。2ページをお願いいたします。2ページは裏面でございますが、相続順位の例を記載しております。また、来年度には固定資産税の納税通知書に空き家の適正管理及び有効利活用等に係る文書を同封し、市内外の空き家の所有者等に対しまして、空き家等対策に係る啓発を行いたいと考えております。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行の実施につきまして、ご報告いたします。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等につきまして略式代執行による解体除却を行う予定といたしましたので、ご報告をするものでございます。略式代執行とは空家等対策の推進に関する特別措置法、以下「法」と言わせていただきますが、第14条第10項に規定されております行政上の強制執行の1つでございます。市町村長が法第14条第3項に基づきまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険のある状態等にある特定空家等につきまして、必要な措置を命じようとする場合、過失なくしてその措置を命ぜられるべきものを確知できない場合、いわゆる所有者の氏名、所在が不明で特定できない場合でございますが、その措置を市町村長がみずから行うことができる旨が規定されております。では今回、略式代執行を行う特定空家等の概要について、ご説明をいたします。資料3をお願いいたします。当該物件の所在地は伊岐須105番地9、国道201号線伊岐須交差点より相田側に進んだ交差点から高尾団地方面に入り、井手浦橋の手前約50メートル付近で住宅が密集しております地域内にあり、前面道路は伊岐須小学校の通学路となっております。

資料4をお願いいたします。資料4は現況写真でございますが、写真は2ページありまして、

4部つけさせていただいております。当該物件の構造は、木造瓦ぶき平屋建てで延床面積は約66平米でございます。本空き家につきましては、平成25年に近隣住民の方から壁の一部が崩落しているため不安であるなどの相談がございまして、所有者等に対処を求めるため、所有者等調査を行いました。不動産登記等がなされていないことから所有者の確定ができず、さらに近隣者への聞き取り調査も行いましたが、所有者の確定には至りませんでした。そのような状況の中、屋根が損壊し、倒壊の危険が非常に高まったことから、法に基づく特定空家等に認定し、4月25日に、5月11日までに除却することを命ずる公告を行いました。期限を過ぎましたので、略式代執行による解体除却の実施を決定したものでございます。解体除却の実施時期につきましては7月を予定いたしております。以上で、空家等対策の取り組み状況、及び、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます略式代執行の実施につきまして、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

道祖委員から、「住宅リフォーム補助金制度について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

昨年は、予算は6月で、肉づけ予算でこのリフォーム事業がのったわけですが、7月から開始して10月になくなったと。利用度が高い。本年度は当初予算の中に、その利用度が高いならば増額して、中小企業振興にも寄与するので取り組んではどうかということをおっしゃっていただきました。この4月から今日までどれぐらいの数が、利用がとおるのか。それとともに、大体これ、昨年も7月から10月といったら雨が降らないとき、大体晴れたときにリフォームをやるようですから、今後、おそらく10月までには全部なくなっていくのではないかと、予算がなくなっていくのではないかとおっしゃるので、今、去年と比較しての実態、この点について確認させていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「住宅リフォーム補助金制度について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「住宅リフォーム補助金制度について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

先ほども述べましたが、昨年質問したときに7月から10月で去年の予算は全部消化したというふうに記憶しております。毎年大体、件数は同じぐらいの件数が出ていると思います。ただ、以前いただいたデータの中では、補助金が、額が多ければ当然、件数がふえてくるという傾向であったと思います。毎年大体、年を越したらこの補助金がなくなっているんですよ。希望する方が多いんですけど、どうしても4月まで待ってくださいと。けど、リフォームというのはタイミングの問題がありますから、結果として受けられないというような状況が生じておるんですよ。上限10万円ですけど、総額にすればやっぱり大きな金額になって、地元のリフォーム業者さんといいますか、これに関連する業者さんはやはり仕事があるということで大変助かっていると思うんですよ。そういう面から考えると、前回もお願いいたしましたけど予算は多めにさせていただきたいと、傾向を見ながらですね、お願いしておったんですけ

ど、今回は確か従来どおりの予算だったと思います。それでいいのかどうかという問題がありますので、現行、その予算の中でどれくらい執行されたのか、今後の見通しはどうか、お尋ねいたします。

○住宅政策課長

住宅リフォーム補助金につきまして、去年は議員言われますように、7月からの受け付けを開始しており、10月中旬になくなっております。本年度につきましては5月末現在で申請件数が97件、交付予定額が789万円で、残額が1211万円となっております。補助交付対象工事費は1億815万1747円でございます。所管課といたしまして、今後のリフォーム補助金の推移といいますか、今後はやはり昨年同様、梅雨時期、台風時期を見合わせた時期までにリフォームの申請が数多く出るというふうに判断しておりますので、早ければ9月末、遅くとも10月末までには残念ながら本年度の予算は枯渇するものではないかというふうに推察いたしております。

○道祖委員

もう既に、大体250件から300件までいかなかったと思うんですよね。だから既に、もう九十何件ですから3分の1以上使われておるということでありますけれど。その受け付けを締め切った後にどれくらい申請があっているかというようなことは把握していますか。もうそこで、終わった段階で、執行しようにもお金がないから、お金がありません。だけど、問い合わせ等があっておると思うんですよ。その数はやっぱり相当数に上がってくるのではないかと思うんですけど、わかります。

○住宅政策課長

昨年度で申し上げますと、29年度、10月中旬に補助金が枯渇いたしまして、申請受け付けを終了しているわけなんですけれども、その後では、窓口等にリフォーム補助金の、来年の予算のあり方だとか今後の展望だとかいう形で、ご相談のお問い合わせがあった件数は電話で77件、窓口で21件、合わせまして98件という状況でございます。

○道祖委員

ということは、やっぱり合わせて約100件ぐらいいはあっているということですから、できるなら次回の予算は、ことしの動きを見ながらと思いますけれど、金額をふやして件数に対応するべきだと思いますけど、その辺はどう思います。

○住宅政策課長

御存じのとおり、本事業につきましては市の単独事業でございます。要綱では予算の範囲内での実施といたしております。拡充、もしくは今議員が言われるように補助金の単価を下げまして、件数をふやすということにつきましては、市全体予算とも調整が必要になるものと考えております。今後のあり方につきましては、今のご意見を踏まえまして関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○道祖委員

これも以前言ったと思うんですけど、市外から転入されてきている方々が、中古を買うなり新築を買うなりその補助金はあるわけですよね。このリフォームというのは、市外に出ないために、その住みやすい環境をつくるためにリフォームをしているんだということを考えれば、やっぱりこれ定住施策の一つだと思っているんですよね。そういう観点から考えるときに、確か行政は定住施策について総まとめするというふうに聞いておりますけれど、できるところから具体化を進めていただきますようお願いしたいと思っております。やりますとかそういうことを答弁できる。

○住宅政策課長

申しわけございません、確約はできませんけれども、所管課といたしましても住宅のリフォーム支援は議員おっしゃいますように定住促進となることから、総合計画等におきましても

目標達成の一助となり得ると考えております。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、関係部署と協議を行いまして、この事業のあり方、予算の拡充、対象範囲につきまして協議してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道祖委員

参考までにお尋ねいたしますが、これは別に課長に、というわけじゃないですけど、定住政策の取りまとめは課長のところではないですよ。都市計画全体とも言えないし、これは総務なり全体の都市構想でしょうから、その部門でしょうね。そういうことになると、どこに言えばいいんでしょう。再確認させてください、副市長。

○副市長

定住施策につきましては行政経営部でやっております。先ほど言われますように、転入者も当然ふやさなくてはいけないと思っていますけど、まずは転出者をここにとどまっていたくということで、今のリフォーム補助金をやっております。転入者に対する新築、中古補助金も含めまして全体的に見直していかなくてはいけないと思っておりますので、そしてまず市内の業者さんを使っていたくということで、定住政策プラス経済効果も上げていくというようなことで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「オートレースの運営状況等について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

オートレースの運営状況等について、ご報告いたします。まず、オートレースの売り上げ状況について、提出しております資料に沿ってご説明いたします。資料1ページの「平成28・29年度売上額及び入場者比較表(全体)」をお願いいたします。29年度、A欄の合計のところでございます。開催日数は124日、売上額は140億2818万7800円。1日平均の売上額は1億1476万6700円となっており、前年度、B欄の合計のところですが、開催日数114日、売上額は136億8021万5200円、1日平均の売上額は1億2千万1900円でしたので、累計売上額では平成28年度と比較して3億4797万2600円の増、1日平均で523万5200円の減となっております。次に、入場者数は右のほう、29年度、D欄でございますが、29年度18万5131人で、1日平均は2127人、28年度は20万3267人で、1日平均は2309人でしたので、累計入場者数は1万8136人の減、1日平均では182人の減となっております。このように、平成29年度におきましてはミッドナイトレースの日数増加に伴い、累計売上額は前年度を上回っておりますが、1日平均売上額は前年度を下回る結果となっております。入場者数につきましては、累計及び1日平均とも減少いたしております。これにつきましては、ファン層の変容に伴い、本場入場者よりもインターネットでの購入者数がふえたことによるものと考えております。なお、内訳といたしまして、2ページ目に通常開催分の前年度との比較表、3ページ目にミッドナイト開催の前年度との比較表を添付いたしております。

次に、第34期選手候補生の公表についてですが、資料4ページをお願いいたします。本年5月29日に第34期候補生の公表がなされ、20名の候補生が本年9月1日より養成所に入所し、9カ月の養成を経まして、2019年6月に新人選手として配属され、順次デビューする予定となっております。候補生の内訳は男性15名、女性5名となっております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

お願いですけれど、今言っただけ今すぐ出せということは言いませんけれど、売上額と入場者の比較表が出ておりますけど、決算のときに出てきていたのかなど、ちょっと記憶があやふやなんですけど、トーターになって、確かトーターとの契約の中では2億円を市にいただいて、利益の1.5%を市にいただくという契約だったと思うんですね。そして累積赤字が何十億円かあって、その中で、2億円と1.5%の中で累積赤字を消しながら、できることなら設備投資をしながらということやってきていると思うんですね。累積赤字の傾向は減少になっていっていると思うんですね。それがわかるようなものを出していただきたいんです。わかります。決算のとき利益も出てくるとは思うんですね。推移がちょっとわからないので。それと、トーターとの契約の期間もあると思いますので、そのことを考えていくとやっぱり累積赤字が減っていく、その動向がどうなっているかがやっぱり興味ありますので、次回の委員会でもいいですから出していただければと思っておりますが、出せますでしょうか。

○公営競技事業所副所長

はい、次回の委員会で提出させていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○颯田支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、2件発生しておりますのでご報告いたします。1件目の事故は、平成30年4月27日午後5時30分ごろ、市営小峠東団地内の市道小峠団地1号線を赤池方面へ走行し、鹿毛馬方面に向けてUターンさせようとして、車両を道路右側に寄せてグレーチングの上を通過したところ、グレーチングを支えるL型アングルが一部欠損していたため、突然グレーチングがはね上がり、車両右側サイドバンパー及び右側後方フェンダーを破損させたものです。事故によります市の過失割合は100%であり、当事者車両の損害賠償額は72万3600円となっております。このことから、50万円を超える損害賠償額の事故の場合、その額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきましては議会の議決を必要といたしますので、次期定例会に提案する予定としております。

次に、2件目の事故は、平成30年5月11日午後10時ごろ、市道宮ノ前橋・浦谷線（一方通行）を佐與方面から赤池方面へ前走車の後方を走行していたところ、前走者がアスファルト舗装材をはね上げ、当事者の車両に当たったことによりフロントガラス及びルーフ前方を損傷させたものです。事故によります市の過失割合は100%であり、当事者車両の損害賠償額は12万9816円となっております。道路の点検、補修につきましては、日ごろより市民からの情報提供、職員への呼びかけ、パトロールを行い、補修箇所を発見した際は迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。また、補修の際は舗装材の転圧を十分に行い、管理を行ってまいります。なお、2件の事故現場につきましては補修を完了しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

企業局から工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告をいたします。今回ご報告をいたします2件の工事は、土木一式工事1件、専門工事1件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、1件目につきましては条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のⅠ等級に格付されている要件等を公告し、2件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事、電気A等級に格付され、同種の実績がある市内業者を指名することを決定し、入札を執行しております。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。相田地区污水管渠布設(7工区)工事につきましては、18社による入札を執行いたしました。その結果、落札額8870万4720円、落札率87.78%で、林田コンクリート工業株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります17社の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきまして、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料2ページをお願いいたします。秋松浄水場電気設備改良工事につきましては、2社による入札を執行いたしております。その結果、落札額1億5584万4千円、落札率94.69%で、株式会社嘉穂製作所が落札しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。これをもって経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。